



氷見市告示第31号

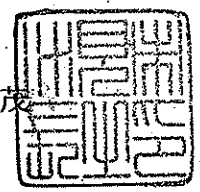


字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により本市内の  
字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年5月14日

氷見市長 堂 故



氷見市小杉へ編入する区域
氷見市小杉字浜231番5から231番8まで及び244番の地先の公有水面埋立地